

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種類	路線名	区間	種類	路線名	区間
[略]			[略]		
一般国道	4号	[略]	一般国道	4号	[略]
		盛岡市玉山区洪民字大前田72番から 芋田字下武道3番1まで			盛岡市玉山区洪民字大前田72番から 芋田字下武道3番1まで
		[略]			二戸郡一戸町小鳥谷字中林89番8か ら字野中123番7まで
		[略]			[略]
	283号	遠野市松崎町白岩15地割10番19地先 から宮守町下鱒沢16地割12番1地先 まで		283号	遠野市上郷町平野原3地割20番2地 先から宮守町下鱒沢16地割12番1地 先まで
		[略]			[略]
		釜石市甲子町第7地割154番5から遠 野市上郷町平野原3地割20番2まで			釜石市甲子町第7地割154番5から遠 野市上郷町平野原3地割20番2まで
		[略]			[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。